

【重要】非特惠証明関連手数料の改定について (2025 年 4 月 1 日～)

東京商工会議所では、非特惠原産地証明書をはじめ各種貿易関連証明の認証・発給を行っております。

このたび、2022 年に導入した全国統一の貿易証明発給システム（オンラインシステム）を利用される証明申請の増加や、それに伴う窓口とオンラインの両発給体制の運営維持管理、各種ご申請内容の高度化・複雑化による審査事項の増大、審査・運営に係る各種経費の高騰等に伴い、やむを得ず貿易証明手数料および証明用紙料金を下記のとおり改定させていただく運びとなりました。

また、併せて、窓口申請時にご要請の多い特別対応項目を追加オプションとしてご申請いただく形式に変更いたします。

今後も円滑な非特惠証明発給体制を堅持して参りますので、ご申請者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

適用開始日：2025 年 4 月 1 日（火）窓口申請：同日返却分より
オンライン申請：同日申請分より

改定対象：証明手数料および証明用紙料金

詳細は「別紙 1：新価格表」をご覧ください。

※よくあるご質問と回答を「別紙 2」に取りまとめました。
また、個別解説を「別紙 3」に取りまとめました。併せてご確認ください。

参 考：本記事掲載ホームページ



https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/bcn/20250109_price_change.pdf

非特惠証明関連手数料 価格表 (2025年4月1日～)

【価格表のホームページ掲載はこちら：<https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/payment/>】

◆ 貿易証明

※(全て消費税 10%込)

※赤字は今回の変更点

証明種別	申請単位	会員 価格	非会員 価格	<窓口のみ> 追加オプション		
				お急ぎ証明 東商会員限定	肉筆証明へ の変更	部数追加
原産地証明	【窓口】 1件(ラバ - 1~5部) 【オンライン】 1件(PDF 交付)	1,650 円	4,950 円	1 件/ +1,650 円	1 部/ +1,650 円	COPY1 部/ +1,650 円
インボイス証明	【窓口】 1件(ラバ - 1~5部)	1,650 円	4,950 円	1 件/ +1,650 円	1 部/ +1,650 円	1 部/ +1,650 円
サイン証明	【窓口】 1件(ラバ - 1~5部) 【オンライン】 1件(PDF 交付)	1,650 円	4,950 円	1 件/ +1,650 円	1 部/ +1,650 円	1 部/ +1,650 円
日本法人証明 (英文)	【窓口】 1件(ラバ - 1部)	1,650 円	4,950 円	1 件/ +1,650 円	1 部/ +1,650 円	1 部/ +1,650 円
会員証明 (英・仏・西)	【窓口】 1件(ラバ - 1部)	1,650 円	-	1 件/ +1,650 円	1 部/ +1,650 円	1 部/ +1,650 円
営業証明	【窓口】 1件(ラバ - 1部)	3,300 円	9,900 円	-	1 部/ +1,650 円	1 部/ +1,650 円
シンガポール特惠 原産地証明	【窓口】 1件(肉筆 1~3部)	4,950 円	14,850 円	1 件/ +1,650 円	-	-

◆ 国内関係証明

営業証明 (和文)	【窓口】 1件(1~5部)	3,300 円	9,900 円
会員証明 (和文)	【窓口】 1件(1~5部)	1,650 円	-
所在地証明 (和文)	【窓口】 1件(1~5部)	3,300 円	9,900 円
同一法人証明 (和文)	【窓口】 1件(1~5部)	3,300 円	9,900 円
商標・サービスマーク 使用証明 (和文)	【窓口】 1件(1~5部)	33,000 円	99,000 円

◆ その他手数料

貿易登録料	1回(2年間有効)	0 円	33,000 円
公証役場面前署名手数料	1回	+3,300 円	+3,300 円

※料金変更なし

◆ 用紙料金 (※窓口申請時に使用します。オンライン申請を利用する場合は、用紙購入不要です。)

種別	単位	価格
原産地証明用紙 (普通紙)	100 枚	800 円
	500 枚	3,500 円
サイン証明用紙 様式 1 (英語・仏語・西語)	50 枚綴り	800 円
サイン証明用紙 様式 3 (英語・仏語・西語)	50 枚綴り	800 円

< よくあるご質問と回答 >

【 窓口申請（紙申請）編 】

- ① 2025年3月に窓口申請しました。書類の返却・引取りは4月1日以降の予定です。料金はいくらですか？

⇒ご申請が2025年3月中であっても、書類の返却日が2025年4月1日以降となる場合には、新料金を適用します。いかなる理由（審査で保留になった等）でも、書類の返却日を料金基準日といたします。

- ② 額面が「1,100円」のクーポン（旧クーポン）を持っています。4月以降も使えますか？

⇒旧クーポンは「1100円分」としてご利用いただけます。不足額のお支払は、窓口（券売機）にて「差額クーポン」（550円）をお買い求めください。旧クーポンを組み合わせ使用することもできます。詳しくは「[旧クーポンをお持ちの方へ](#)」（別紙3-4）をご確認ください。

- ③ 新料金のクーポン、差額クーポンはいつから販売しますか？

⇒2025年4月1日以降、窓口の券売機にて現金でご購入いただけます。

- ④ お得な「冊子式クーポン券 21枚綴り」は販売しますか？

⇒はい、「冊子式クーポン券 21枚綴り」は、1冊 33,000円（20枚+1枚サービス）で販売します。2025年4月1日以降、窓口の券売機にて現金でご購入いただけます。

- ⑤ 支払方法には変更がありますか？

⇒窓口での支払方法は変更ありません。券売機にて現金でご購入ください。券売機からは簡易インボイス対応領収書を発行しています。

- ⑥ 証明依頼書の書式が4月から変更されると聞きました。古い依頼書は使えますか？

⇒はい、ご利用いただけます。但し、2025年4月1日以降は、依頼書に記載されている旧料金ではなく、新料金を適用させていただきます。また、追加オプションに該当する場合は、料金適用いたします。

【参考：「[証明依頼書の記入方法](#)」（別紙3-3）もご確認ください。】

- ⑦ 追加オプションの「お急ぎ証明」とは何ですか？【参考：[追加オプションのご案内](#)（別紙3-1）】

⇒東京商工会議所会員の方だけが利用できるオプションです。申請受付後、即時（60分以内）に証明書を審査・認証・発給するサービスです。（2021年に導入済のオプションです。）

⇒2025年4月1日より、受付時間を午前9:30～11:00、午後13:00～16:00に変更しました。

- ⑧ 追加オプション「肉筆証明への変更」とは何ですか？【参考：[肉筆証明ご利用の方へ](#)（別紙3-2）】

⇒通常はラバー証明（当所署名権限者の署名ゴム印による認証）を行いますが、これを当所署名権限者の肉筆署名による認証に変更できます。なお、申請者の署名が肉筆の場合のみ受け付け可能です。

⇒ラバー証明と肉筆証明には、認証の効力に差はありません。本オプションは、通常は追加不要です。領事査証等で肉筆署名が必要な場合のみ追加ください。

⇒本オプションを利用すれば、全ての貿易関係証明を肉筆証明に変更できます。これまでは肉筆変更要件として、仕向国別の発行部数制限や典拠資料（L/C等）の提出が必要でしたが、全て不要となります。原産地証明書の場合には、ORIGINAL/COPYどちらも受付可能です。

<よくあるご質問と回答> (続き)

- ⑨ 追加オプションの「部数追加」とは何ですか？【参考:[追加オプションのご案内 \(別紙 3-1\)](#)】
⇒申請 1 件分で指定されている証明書の交付部数 (別紙 1 「申請単位」欄参照) 以上の部数が欲しい場合に、必要部数を追加できます。(※原産地証明書は COPY 版のみを追加できます。ORIGINAL の発給は最大 3 枚です。)
例) 原産地証明書は、ご申請 1 件で 5 部 (ORIGINAL 3 部・COPY 2 部) まで同一料金内で発給いたします。全部で 8 部欲しい場合には、本オプションを 3 つ追加し、COPY 版 3 部を追加発給できます。
- ⑩ 用紙の購入時に注意点はありますか？
⇒窓口販売分は、2025 年 4 月 1 日以降ご購入分より価格改定いたします。
⇒ホームページ販売分 (大口専用：原産地証明用紙の箱単位購入)は、2025 年 4 月 1 日以降ご購入分より価格改定します。【参考 HP: [原産地証明用紙の購入](#)】
- ⑪ 「特定原産地証明書」を申請したいです。手数料に変更はありますか？
⇒RCEP や二国間の経済連携協定 (EPA) を利用するための「特定原産地証明書」の発給機関は、当所 (東京商工会議所) ではなく、別組織の日本商工会議所です。本案内は、東京商工会議所が発給する貿易関連証明に限定されます。対象の証明書は、別紙 1 「証明種別」にてご確認ください。

【 オンライン申請編 】

- ⑫ <後払い> オンライン申請が承認された後にクレジットカードで決済しています。料金はいつ変わりますか？
⇒2025 年 4 月 1 日以降の発給申請分より、新料金が適用されます。
⇒初回の発給申請が 3 月中であっても、審査で保留後に再度発給申請された日付が 4 月 1 日以降の場合には、新料金が適用されます。実際の適用金額は、決済画面にて個別にご確認ください。
- ⑬ <前払い> 事前にオンラインクーポンをクレジットカード決済/銀行振込で購入します。料金はいつ変わりますか？
⇒2025 年 4 月 1 日以降にご購入されるクーポンから、新料金が適用されます。
- ⑭ 支払方法に変更はありますか？
⇒いいえ、支払方法に変更はありません。
クーポン購入(前払い)、クレジットカード決済 (後払い) のいずれかをご利用ください。
- ⑮ 新料金適用前に購入したオンラインクーポンは、4 月 1 日以降も使えますか？
⇒2025 年 3 月 31 日までに旧価格でクーポンを購入したが、4 月 1 日以降にまだ使用していないクーポンが残っている場合にも、クーポンはそのままご利用いただけます。但し、保有枚数に応じた差額分を別途後日ご請求させていただきます。
⇒(2025 年 4 月 18 日追記) ご請求の詳細については、「[オンラインシステムで 2025 年 3 月までに購入されたオンラインクーポンをお持ちの方へ](#)」(別紙 3 - 6)に取りまとめました。宜しくご確認ください。

<窓口申請限定> 追加オプションのご案内

別紙 3 - 1

掲載 HP はこちら) <https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/pdf/options20250401.pdf>

有料追加オプションのご案内【窓口申請限定】

Updated:2025年4月1日

2025年4月より、窓口申請時にご要請の多い特別対応項目を追加オプションとして申請する形式に変更します。希望される場合のみ追加オプションをお申込ください。追加オプション料金は東商会員・非会員問わず一律価格です。

肉筆証明への変更

<肉筆証明への変更とは？>

通常はラバー証明（当所署名権限者の署名ゴム印による認証）を行います。これを当所署名権限者の肉筆署名による認証に変更できます。

ラバー証明と肉筆証明には、認証の効力に差はありません。通常のご申請には、本オプションの追加は不要です。領事査証取得等で肉筆署名が必要な場合のみ追加ください。

<追加料金>

1部数あたり + 1,650円

例) 申請1件5部のうち、2部肉筆変更希望
⇒追加料金は+3,300円 (2部×1,650円)

<注意点>

- ・申請者の署名が肉筆の場合のみ受付可能です。
- ・本オプション利用により、全ての証明書を肉筆証明に変更可能です。従来は肉筆証明への変更要件として、仕向国別の発行部数制限や典拠資料（L/C等）の提出が必要でしたが、今後は全て不要となります。
- ・原産地証明書の場合には、ORIGINAL / COPY のどちらもオプション受付可能です。

部数の追加

<部数の追加とは？>

ご申請1件分で指定されている証明書の発給上限部数（下表参照）を超えた部数が欲しい場合に、必要部数を追加できます。

種別	1件あたりの発給上限部数
原産地証明書 (日本産・外国産)	計5部まで (ORIGINAL 最大3部 + COPY 2部) ※COPY版のみ部数追加が可能
インボイス証明	5部まで
サイン証明	5部まで
日本法人証明(英)	1部まで
営業証明(英)	1部まで
会員証明(英・仏・西)	1部まで

<追加料金>

1部追加毎に + 1,650円

例1) 原産地証明書が計8部 (ORIGINAL 3部 + COPY 5部) 必要
⇒追加料金は+4,950円 (COPY 3部×1,650円)

例2) 日本法人証明が2部必要
⇒追加料金は+1,650円 (追加1部×1,650円)

東商会員限定

お急ぎ証明

東京商工会議所の会員のみが利用できる時短オプションです。

通常は証明書の受付後、約半日かかる審査・発給を

即時実施し、60分以内に証明書を発給します。

<追加料金> 1部あたり + 1,650円 <受付時間> 9:30～11:00 ※通常申請と
13:00～16:00 受付時間が異なります

<窓口申請限定> 肉筆証明の変更点まとめ

別紙 3 - 2

掲載 HP はこちら) https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/pdf/niku_changes20250401.pdf

肉筆証明をご希望の方へ

2025年4月より、肉筆証明は通常申請への追加オプションとして受付いたします。大変お手数ですが、以下の変更点・注意点をお確かめの上、お申込ください。

証明依頼書を変更しました

肉筆証明専用の証明依頼書（緑色）は廃止しました。

- ・今後は、青色の証明依頼書（日本産原産地証明書他）にご記入いただき、オプションで「肉筆証明」をご選択ください。
- ・「外国産原産地証明書」の肉筆証明をご希望の場合は、これまでどおり茶色の証明依頼書（外国産原産地証明書）にご記入ください。

肉筆証明への変更は追加料金が必要です

肉筆証明へのご変更には、追加料金が必要です。

<追加料金> **1部数あたり + 1,650円**

例) 申請1件5部のうち、2部肉筆変更を希望
⇒追加料金は+3,300円 (2部×1,650円)

注意点 ・ 運用変更点

- ・肉筆証明は、ご申請者の署名が肉筆の場合のみ受付可能です。
- ・本オプションのご利用により、全ての証明書を肉筆証明に変更可能です。原産地証明書は、ORIGINAL / COPY のどちらもオプション受付可能です。
- ・従来は肉筆証明に変更する要件として、仕向国別の発行部数制限や典拠資料（L/C等）の提出が必要でしたが、今後は全て提出不要となります。
- ・通常のラバー証明で発給した証明書の認証後肉筆変更は一切お受けできません。認証後に肉筆証明が必要となった場合には、改めて新規でご申請ください。

< 窓口申請限定 > 証明依頼書の記入方法

別紙 3-3

【記入例①】 通常申請・オプション利用なしの場合

図の詳細は H P でご確認ください <https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/pdf/entrysamplenormal20250401.pdf>

証明依頼書の記入方法
【記入例：通常申請（オプション利用なし）】

申請書 申請番号: 098765
申請者: 申請者用
申請商社名: 申請商社
申請日時: 2025年 X月 X日

申請内容表 (例):
1 原産地証明書: 仕向国コード G-03, 品目コード 2, 件数 3
2 インボイス証明: 仕向国コード G-03, 品目コード 2, 件数 3
3 サイン証明: 仕向国コード G-03, 品目コード 2, 件数 3

合計: 証明件数 6, 追加オプション 0, 必要枚数 6

- 1 依頼日、申請者／代行会社の連絡先を記入
- 2 ラバー／肉筆いずれかを必ず選択
- 3 仕向国コード・品目コード
- 4 申請する件数を記入 (1件＝同じ内容の申請書一式)
- 5 【※希望者のみ】有料追加オプションを利用する場合は記入
- 6 証明件数の合計を記入 (合計①)
- 7 追加オプション部数の合計を記入 (合計②)
- 8 区分を選択してください
- 9 当欄の左側に記載の計算式を確認 & 計算結果を記入ください (合計③)
- 10 必要な証明書引換券の枚数を記入ください (合計② + 合計③)

【記入例②】 追加オプション利用ありの場合

図の詳細は H P でご確認ください <https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/pdf/entrysamplewithoption20250401.pdf>

証明依頼書の記入方法
【記入例：追加オプションを利用される場合】

申請書 申請番号: 098765
申請者: 申請者用
申請商社名: 申請商社
申請日時: 2025年 X月 X日

申請内容表 (例):
1 原産地証明書: 仕向国コード H-10, 品目コード 8, 件数 3
2 インボイス証明: 仕向国コード H-10, 品目コード 8, 件数 3
3 サイン証明: 仕向国コード H-10, 品目コード 8, 件数 3

追加オプション: 1部 (+1,650円)
合計: 証明件数 3, 追加オプション 1, 必要枚数 15

- 1 依頼日、申請者／代行会社の連絡先を記入
- 2 ラバー／肉筆いずれかを必ず選択
- 3 仕向国コード・品目コード
- 4 申請する件数を記入 (1件＝同じ内容の申請書一式)
- 5 【※希望者のみ】有料追加オプションを利用する場合は記入
- 6 証明件数の合計を記入 (合計①)
- 7 追加オプション部数の合計を記入 (合計②)
- 8 区分を選択してください
- 9 当欄の左側に記載の計算式を確認 & 計算結果を記入ください (合計③)
- 10 必要な証明書引換券の枚数を記入ください (合計② + 合計③)

<窓口申請限定> 旧クーポン券のご利用について

掲載 HP はこちら) https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/pdf/old_coupon20250401.pdf

旧クーポン券（額面1,100円）をお持ちの方へ

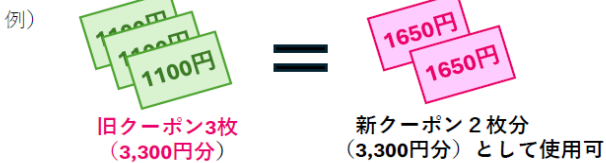
・ クーポンの払い戻しは一切いたしません。

- ・ 2025年4月以降も、旧クーポン券は「1枚=1,100円分」として取り扱います。

以下【1】または【2】の方法でご利用可能です。

【1】旧クーポン券を複数枚使用する

旧クーポンは「1枚1,100円」扱いとして、手数料支払時にご利用いただけます。



【2】「差額券 550円」を追加購入して使用する

券売機で「差額券 (550円)」をご購入ください。使用時は、旧クーポンと差額券を両方ご提出ください。



Updated:2025年4月1日

旧価格のクーポン21枚綴り（緑色冊子）をお持ちの方へ

未使用の「クーポン21枚綴り（額面22,000円）」（緑色の冊子）をお持ちの方は、新価格のクーポン21枚綴りへの交換が可能です。

<交換方法①>旧クーポン3冊を新クーポン2冊に交換
未使用の旧クーポン冊子を3冊お持ちの場合、新冊子2冊への交換が可能です。



◆交換手順

- ・ 受付機で「用紙購入」のボタンを押して順番待ちください。
- ・ 受付で所定フォームに必要事項を記入いただけます。
- ・ 「未使用の旧クーポン冊子21枚綴り」を窓口にご提出ください。新クーポン冊子（21枚綴り/33,000円）と交換いたします。
- ・ 交換時に「旧冊子受領・新冊子発行確認証」をお渡しします。

<交換方法②>差額を支払って交換する（2冊まで）

新クーポン冊子との差額（11,000円）をお支払ください。新冊子に交換対応いたします。差額支払での交換は2冊まで対応いたします。

◆交換手順

- ・ 受付機で「用紙購入」のボタンを押して順番待ちください。
- ・ 受付で所定フォームに必要事項を記入いただけます。また、受付の案内に従い、券売機で差額券を現金でご購入ください。
- ・ 「未使用の旧クーポン冊子21枚綴り」と「差額券（冊子数×11,000円）」を窓口にご提出ください。新クーポン冊子（21枚綴り/33,000円）と交換いたします。
- ・ 交換時に「旧冊子受領・新冊子発行確認証」をお渡しします。（差額券ご購入代金の領収書は券売機から発行します。）

関連するホームページ リンク集

各種料金

<https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/payment/>



申請方法（窓口で申請される方へ）

<https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/apply/>



申請方法（オンライン申請される方へ）

<https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/online-system/>



オンラインシステム（eCO 貿易関係証明発給システム）で 2025年3月までに購入されたオンラインクーポンをお持ちの方へ

このたび、2025年4月1日より証明手数料を改定させていただきました。

2025年3月31日までにオンラインクーポンを購入され、同日17:30時点で未使用のオンラインクーポンをお持ちの方には、未使用クーポンの手数料差額分をご請求させていただきます。

よくいただくQ & A

① 旧価格で購入したクーポンは4月に使用済みですが？

価格改定後（4月）も、お持ちのクーポンはオンラインシステム上で通常どおりご利用いただける仕様ですが、差額が未払い状態となるため、このたびご請求させていただきます。

② 旧価格で購入したクーポンは、必ず全枚数分の差額を支払わねばなりませんか？都度払えますか？

オンラインシステムの機能上、クーポンはご利用の都度差額をお支払いいただくことができません。今後ご利用の予定がある場合は、全枚数分一括（=今回ご請求額）のお支払をお願いいたします。

③ しばらくオンラインクーポンを使用する予定がないのですが？

オンラインクーポンには使用期限がございません。しばらくご申請の予定がない場合でも、今後利用される可能性がある場合は、大変恐縮ですが差額のお支払いをお願いいたします。なお、差額のお支払をいただけない場合は、右上「ご請求スケジュール」のとおり、7月に貿易登録を一時停止いたします。

④ オンラインクーポンはもう利用しません。差額を支払わないといけませんか？

未使用のオンラインクーポンを破棄することに同意いただける場合は、お支払は不要です。但し、クーポンの払い戻しは一切できませんのでご注意ください。破棄のお手続きは以下のとおりです。

<旧価格クーポン破棄を希望される場合のお手続き>

[証明センター問合せフォーム](#)に、タイトル「旧価格のオンラインクーポン破棄希望」とご記載いただき、本文に「貴社名」「貿易登録番号」「請求書番号」「残クーポン枚数（請求書に記載があります）」を記載してください。当所にてシステム上のクーポン数を調整後、メールにて完了のご報告を差し上げます。不要となった請求書（メール送付）は、そのまま破棄ください。なお、差額のお支払をいただけない場合は、右上「ご請求スケジュール」のとおり、7月に貿易登録を一時停止いたします。

⑤ 請求金額はどのように決められているのですか？

2025年3月31日17:30時点で未使用のオンラインクーポン残枚数に、手数料の差額をかけた金額をご請求しています。詳しくはご請求書、またはご請求書送付メールの文面をご確認ください。

⑥ 請求書は誰宛てに、いつ送付されていますか？

対象企業の貿易登録担当者（4月17日時点）としてご登録されている方のメールアドレスに4月18日に送付します。メールには請求書のPDFを添付しています。なお、請求書は郵送いたしません。

⑦ 請求された差額は、現金で支払えますか？

はい、証明センター窓口にお越しいただければ、現金支払が可能です。場内の券売機で、現金にて差額券をお買い求めいただけます。

<現金支払方法>

1. メール送付の「請求書」をプリントアウトしてお持ちの上、証明センター窓口にお越しください。
2. 受付機で「用紙購入」のボタンを押して順番待ちください。
3. 受付の案内に従い、場内の券売機で必要な枚数の差額券をご購入ください。
4. 「ご請求書」と「差額券」を窓口にご提出ください。

※ご注意）現金で差額をお支払いの場合は、メールで送付した請求書は使用いたしません。

券売機で差額券をご購入いただくため、簡易インボイス対応の領収書が発行されます。

⑧ 差額をクレジットカード決済で支払えますか？

大変申し訳ありません。クレジットカード支払はご利用いただけません。

2025年 ～3/31	【貴社】オンラインクーポンをご購入
3/31	【東商】未使用クーポン残枚数を確認
4/18	【東商】差額ご請求書をメール送付 (貿易登録ご担当者様宛)
～5/30	支払期日（予定）
7/1～	【東商】※お支払がない場合のみ 貿易登録を一時停止措置